

《研究ノート》

国際公域の観念

桑原輝路

1 恒藤教授の国際公域

恒藤教授は「国際公域について」と題する論文において次のようにいふ。⁽¹⁾「国際法の観点から見ると、地上ならびに地下の空間は各個の国家の領有する区域とそれ以外の区域との二種類にわかたれる。前の種類の空間的區域は以前から《国家領域》または広義における《国家領土》とよばれているが、後の種類の空間的區域は、その国際的公共性をかえりみて、これを《国際公域》とよぶことを適當とするであろう。」「全世界の空間的區域の中に就き、陸地は原則としていずれかの国家の領有に属し、例外的に残余の無主の陸地が国際公域に属する。これに反して、海洋は原則として国際公域をかたちづくり、例外的にいずれかの国家の領土に沿う部分が国家領域に属する。空中はその直下の陸地または海洋が国家領域に属するか、国際公域に属するかしたがって、あるいは国家領域に属し、あるいは国際公域に属する。」そして「国際公域とは、国際法により、いずれの国家にも専属せざるものと認められている空間的區域である」と定義される。この「国

際公域の基本的構成部分たるものは海洋であり、従つて公海（上空を含む）である。そしてこの「国際公域はすべての国家及び国民に向つて平等に開放される」。

2 大平教授の国際公域

大平教授は公海に関する論文の

中で次のようにいふ。⁽²⁾「海洋は陸地を取巻く带状の沿岸海が国家の領海となつてゐる外は、いずれの国家の領有にも属しない国際公域 international public domain となつてゐる。国際公域に属する海洋は公海とよばれる」。公海の性格に関しては、無主物 *res nullius* 説、不融通物 *res extra commercium* 説及び公共物 *res communis* 説などが唱えられているが、「最近ではこれを国際公域 *domaine public international* とする見解が有力となつてきた（セル、アメリカ）」と述べ、「この際私法理論の類推をさけて、海洋が人類の公用に提供され国際法によつてその使用が保障されているところから、公海を国際公域ないし国際公物と称するのが最も適切にして、また最も新しい表現法であろう」といふ。そして「公海は国際社会の共同利益に関する水域であるが、その帰属関係は国際社会の単独領有にもまた各国の共同領有にもなっていない。今日の公海はいずれの国の専属的な領有権の対象となつておらず、各国の管轄権は公海上の所屬船舶に対して競争的に行使せられるにとどまる。世界の各国の管轄権が対等に競争的に公海上の各自の船舶に対して行使され、海洋の自由な使用が一般的に保障されている意味から、公海は国際社会の《公域》となつてゐるのである」。

3 山本教授の国際公域

山本教授は「国際法」において次のようにいう。⁽³⁾「国家管轄権の適用は伝統的に、国家領域とそれ以外の国際公域に二分され、それぞれ別個の基準により国際法上の制限に服して行われてきた。すなわち、国家領域(領土・領海・領空)では、領域主権に基づいて、国際法上特別の制限のない限り、領域国の国家管轄権が排他的かつ包括的に適用され、またその利用・開発・取得の方法が決定された。他方、国際公域(国家管轄権外の地域・空間)では、特定国の領域主権(領有、専用その他の属地的管轄権)の設定が禁止され、国籍・登録などに基づく各国の属人的な管轄権(旗国管轄権)を並行的に行使して、その利用・開発の自由を確保したのである。⁽⁴⁾また他の場所で「国際公域」に関して次のようにいう。「国際公域の管轄と利用は、国家領域とは全く別の原則と基準により定められた。国際公域では、消極的には、特定の国が領域主権を設定して属地的に支配・管轄したりその利用を独占すること(national appropriation)を禁止される。また積極的には、すべての国に対して自由な出入と無差別の利用のために開放される空間として、船舶に対する旗国の管轄権など、各国でその属人的管轄権を並行して行使することによって、その管轄・支配を各国に配分し、またその利用・開発・利益配分の自由競争をみとめたのである。国際公域は、伝統的には公海がその典型であり、今日ではさらに宇宙空間と月その他の天体と深海海底も含まれる」。

4 田岡教授の国際社会の共同領域・デルベーズ教授の国際

共同領域

田岡教授は「国際法」において次のようにいう。⁽⁴⁾「地球上の水域の大部分は公海として何れの国の領域にも属しない。しかし同時にこの水域はいわゆる無主物(Res nullius)とも法的地位を異にする」。もし無主物であれば国家による先占が可能であるが、現実の国家間の慣行は海洋先占を違法とみなす。「故に公海は通常の無主物とは性質を異にし、むしろ国際社会の総ての国の共有する水域という方がその性質を適格に表現するであろう。勿論ここにおいて《共有》は各国が持分をもつという意味における共有(Co-property)ではなく、どの国の私有にも属せず、そしてどの国の旗をかかげる船舶も使用することができるという意味である。これを国家領域と対立せしめて、《国際社会の共同領域》と名づける」。

デルベーズ教授は国際共同領域(Le domaine de la communauté internationale)を問題にし、次のようにいう。⁽⁵⁾「国際共同領域の領域によって国家の排他的な支配に服しておらず、その利用が万人に共同であるものと解しなければならぬ。それは現在四つの要素を含む。すなわち公海、公海上空、先占されていない地域、宇宙空間」。

5 以上のまとめ

恒藤、大平、山本三者に共通していえることは、国際公域が空間の国家への帰属関係の有無によって定義されていることである。すなわち「いずれの国家にも専属せざるものと認められている空間的區域」(恒藤)、「いずれの国の領有にも属しない」空間(大平)、「特定国の領域主権の設定が禁止」される地域・空間(山本)。従って国際公域は国家

領域と対比され、公海がその典型としてあげられる。国際公域は国家への帰属から自由である故にすべての国に利用の自由が認められ、かくして国際公域は「国際社会の共通利益に關係」し(大平)、「國際的公共性」を有する(恒藤)。国際公域を空間の国家への帰属の有無にかかわらず、国際社会の共通利益に關係するその利用の側面からのみ定義する考え方があることは後にみる通りである。

なお「どこの国の私有にも属せず、そしてどの国の旗をかかげる船舶も使用することができ」る「国際社会の共同領域(田岡)や「国家の排他的な支配に服しておらず、その利用が万人に共同である」国際共同体の領域(デルベーズ)の觀念も、實質的には恒藤、大平、山本三氏の国際公域と同一であると思われる。

6 国際公域と *domaine public international* 大平教授

の場合、国際公域＝*domaine public international* としている。また公海を「国際公域ないし国際公物」としてとらえ、国際公域と国際公物を同じ意味で用いている。山本教授の場合、「国際公域については、伝統的な『万民共有物』の觀念のほか、今日では《公物》(*Domaine public*)とか生活の快適さのための《公共自然空間》(*common amenities*)など国内法上の新しい概念を類推して、その管理・開発・利用について国際法上の規制を整えるようになった」と述べているところからみて、その国際公域の觀念は必ずしも *domaine public international* と直接結びつけられていないようである。恒藤教授の場合、

domaine public international の語にはふれていない。いずれにしてもわが国において国際公域という言葉は、*domaine public international* と関連づけて、ないしは特に関連づけられないで、国家領域との対比において国家領域以外の空間をさす言葉として用いられている。

7 「国際法用語辞典」の *domaine public international* の定義

バンドマン監修の国際法用語辞典は *domaine public international* に広狭二つの定義を与えている。

「A、いかなる国の領域主権にも属さず、国際法の規制により国際共同体の種々の構成員の利用に開かれている空間を指すために、若干の著述家によって用いられる表現。——セル(G. Scelle, *Manuel élémentaire de droit international public*, 1943, p. 275—276)は、『諸国の共同使用に充てられる *domaine public* につづく』述べており、国際法は『国家主権が有効にまたは合理的に要求できなかった、またはできないところの若干の空間——公海の場合がそうであるが——が問題であるとき、それらの空間に国際公法(*droit public international*)上の地位を直接与えて、それらの空間を *domaine public international* の中に分類することができる』とつけ加えている。

B、ネグレスコ(P. Negulesco, *Principes du droit international administratif*, R. C. A. D. I., 1935—I, p. 660)は、より広い意味で理解されている表現。『*domaine public international* は、その使用または享受がすべての人民に属しているところの、または国際公役務に充てられているところのものである

って、大洋、自由海、国際連盟やダニエリョ・パロロ委員会の建物などのようなもの。このような広義でのこの表現の使用は、それに非常に異なる法的状況を含ませることになる点で不適當である。」

8 リュジエ教授の *domaine public international* ⁽⁸⁾ 「それはその利用が、国際共同体全体または少なくともいくつかの国家の住民の利益にかかわる、一群の空間 (*spaces*) である。それらの空間が領域主権に服すると否にかかわらず、それらの法的制度はこの共通利益の故に、特別な規則によって規律される。その上この共通利益は今日ではもはや国際交通路としての利用に限らない。科学の発達は、経済的観点の利益 (天然資源の開発、水力エネルギー、灌漑) あるいは技術的観点の利益 (電気通信) を際立たせた。技術の発達は国際協力の新しい分野を開いた、と同時に *domaine public international* —— 海洋、河川、大気空間及び宇宙空間から構成される —— の利用に関する規制をより複雑にした。」

domaine public international はその利用が国際社会の利益にかかわる空間であって、それが国家の領域主権に服すると否とを問わない。たとえそれが国家の領域主権に服する場合でも、その利用の共通利益の故に特別な制度が適用される。この場合、*domaine public international* は国家領域と対比される観念ではない。それはもっぱら空間の利用の共通利益に基礎をおく観念である。

domaine public international のタイトルの下に海洋、国際

河川、大気空間及び宇宙空間がとり上げられる。海洋は、公海、領海、内水、国際水路に分説される (排他的経済水域、大陸棚は公海との関連で述べられている)。公海はいうに及ばず、領海も無害通航の制度の故に *domaine public international* である。内水には無害通航制度は適用されないが、直線基線の採用によって内水でなかった水域を内水化した場合、そこに無害通航制度が適用される。また「私船は自由入港権を有する。」そのようなわけで内水も *domaine public international* を構成する。国際水路として海峡と国際運河があげられているが、国際運河も沿岸国は主権を有するが条約による国際化の制度が適用され、国際航行の利益のために沿岸国は一定の義務を負う。そのような意味において国際運河も *domaine public international* である。

複数の国家の領土を分ける、または横切る国際河川もまたベルセロナ条約及び個々の河川の特別条約によってその利用が国際化され、特別の制度に服する *domaine public international* である。

大気空間及び宇宙空間に関しては、宇宙空間だけでなく国家領域上空の大気空間も *domaine public international* として扱われている。

このようにリュジエのいう *domaine public international* には国家の領域主権の及ぶ内水、領海、国際運河、国際河川、領域上空も含まれている。従ってそれは国家領域に対比される観念ではなく、領域主権にかかわりなく、利用が国際化されて

いる空間のことである。リュジエの教科書は、序のほか法源、国家の国際的地位、*domaine public international*、国際機構総論、国際紛争とその解決の五つの部分から構成されているが、その *domaine public international* においては、国家の領域主権に服する空間であっても、国家の管轄権の面よりもむしろ国際社会全体の利用のための特別な規則の方に焦点を合わせて述べられている。それが *domaine public international* という観点からの空間の国際制度の見方であろう。国家の空間的(領域的)な管轄権を基準にして空間を国家領域と非国家領域に分ける考え方は次元を異にする観点であると思われる。

9 ゲン・クオック・ディン教授の *domaine public international* ディン教授の場合、国際法の全体系は法源、国際共同体、国際関係の三つの部分に分けられ、*domaine public international* は国際共同体の中より上げられる。国際共同体においては、主としてその構成員である国家や国際機構など国家以外の構成員について、換言すれば国際法の主体について論じられるが、海や空を扱う *domaine public international* が国際共同体の中の問題の一つとして取扱われることについて、ディン教授は次のようにいう。⁽⁹⁾「すべての共同体と同様に国際共同体も単に法主体の資格をもつ《人》から構成されているだけではない。国際共同体はまた国際共同体の使用に供される《物》を有する。この種の物は国内法の用語 *domaine public* を借りて伝統的に *domaine public international* とよばれる。もっともその利用の制度は国家的 *domaine public* のそ

れとは著しく異なる。」

この *domaine public international* が海洋、国際運河及び国際河川、空及び宇宙空間に三分されて論じられるが、それに先立って次のような説明が加えられている。⁽⁹⁾

「国内法において《*domanialité*》の制度は公法人に属する物、それ故に公共の使用に供される物に適用される制度である。この制度は次の二つの主たる理念によって支配されている。一つはこれらの物をその《*domaine*》としている公法人は、私的所有者の地位を規律する共通法の規則とは異なる特別な規則に服するということ。もう一つはこれらの物の公共の使用への充當を一般的利益の観点で保障することが必要であるということ。

国際法においてもまた *domanialité* の制度が存在する。何故なら国際共同体においても若干の物が同じように、そして全く当然に共同の使用に供されるからである。それらの物は海洋、国際河川及び国際運河、それに他の二つの要素すなわち空と宇宙空間を含む。国内法の用語を借りて、これらの全体は伝統的に《*domaine public*》の表現を用い、*domaine public international* とよばれる。

domaine public international に属するこれらの物の利用行為は、平時においては、交通、調査、天然資源の探査、土木工事、電気通信など経済的、科学的及び技術的なものである。いかなる国もその利用を独占したり妨害したりしないようにするための、かつそのような目的の国際協力を促進するための規範的なそして時には制度的な諸規則の一つ一般利益性は否定しが

たい。この意味において国際法における *domanialité* (*domaine public* の法的制度) は国内法にきける *domanialité* の基礎と類似の基礎の上に立っている。

しかしながら二つの制度の間には基本的な相違が存在する。すなわち国際法上の制度は単に一般利益だけでなく、排他的な利益——この場合国家の利益であるが——をも保護する。事実、国際秩序においては領海のような若干の *domaines* は (*publics*) な *domaines* すなわち万人の使用にあてられるけれども、国家領域に結びつけられており、国家の領域主権下におかれている。従ってそれらの *domaines* の共同利用の制度はこの主権の排他性の原則を考慮しなければならない。利用行為はまた政治的—軍事的性格のものでありうる。戦時において、公海及びその上空のようないかなる国にも属さない *domaine public international* の部分において優越するのは交戦国の主権である。このような状況は国内秩序においては類似のものをもたない。

domaine public international の法は右のような二つの主要な矛盾する配慮を反映する。さらにこの法は国際法の他の分野より技術進歩の影響により敏感であり、その技術進歩は必ずしも国際主義及び協力の促進の方向で作用するわけではない。諸人民間の発展水準の著しい格差が次第に支配的となっていく世界的背景において、*domaine public international* の法はよりしばしば国家的利益の要求を浮き上がらせる。」

ディン教授の「国際法」は彼の没後、ダイエ及びペレ教授に

よって改訂版が出版された。この第二版は、「実際にこの表現 (*domaine public international*) は、それらの空間の利用の制度が国家の *domaine public* のそれと著しく異なるから、議論の余地がある」という⁽¹¹⁾。そして第二部国際共同体の第三編のタイトルは、「*Le domaine public international*」から「空間の国際制度」に変更された。タイトルは変更されたが、しかし、*domaine public international* の觀念が放棄されたわけではないし、また内容が海洋、国際運河及び河川、空及び宇宙空間から成ることも旧版と同じである。従って第一版同様いわゆる *domaine public international* に属する空間の国際制度が問題なのであって、この新しいタイトルの下に陸地をも含む空間一般の国際制度を問題とするわけではない。

10 **バステッド女史の国際利益空間** バステッド女史は一九七六—一九七七年のバリ第二大学の講義録で、国際利益空間 (*espaces d'intérêt international*) という觀念を用いている⁽¹²⁾。「われわれは国際共同体の利益にかかわる空間、または少くともいくつかの国の住民の利益に直接にかかわる空間を国際利益空間とよぶことができる。国際利益空間はそれらの空間の利用条件に関する多数国により受け入れられる規則を必要とした。この国際利益空間の法は著しく発達した。」このように述べたあと国際利益空間の多様化の傾向、国際利益空間の法の形成及び発展の要因、国際利益空間の法の一般的傾向について概観している。国際利益空間としてはリュージュエ及びディン教授の *domaine public international* の場合とはほぼ同様に、海洋空間、

河川、大気空間及び宇宙空間があげられる。国際利益空間としての海洋空間は、「国家の領域管轄権に属する海洋空間」(内水、群島水域、領海、国際水路(海峡、国際運河)、接続水域、大陸棚、排他的経済水域)と「国家の領域管轄権を免れる海洋空間」(公海、深海底)に分けられる。

なおティエリイ教授他の「国際法」においても、第六章「海洋空間の法」について第七章「その他の国際利益空間」があり、兩章で海洋、国際運河、国際河川、大気空間、宇宙空間などの国際利益空間がカバーされる。海洋空間は、「排他的かつ完全な権利に服する海洋空間」(内水、領海)、「経済的目的の排他的権利に服する海洋空間」(大陸棚、排他的経済水域)、「非排他的な権利に服する海洋空間」(公海、深海底)に分けられ、海洋以外の国際利益空間は、「国家領域に属する空間」(領域大気空間、国際運河、国際河川)、「国家領域に属しない空間」(国際大気空間、宇宙空間及び天体、国際化地域(とくに南極))に分けられる。

11 以上のまとめ

国際法用語辞典では国際社会の構成員の利用に開かれている空間だけでなく、国際公役務に充てられる建物なども *domaine public international* に含まれる考え方が示されている。これは国内法における *domaine public* についての一般的理解の反映であるが、この考え方をとる例はネグレスコ以外に知らない。リュジエ、ディン教授などの用いる *domaine public international* は、「その利用が国際社会の利益にかかわる空間」(リュジエ)⁽¹⁵⁾、「国際共同体の使用に供さ

れる物」(ディン)、「諸国の全体による一定数の必須の活動に必要な自然的空間」(ディン二版)とのみ理解されており、国際公役務に充たされる物を含まない。しかし恒藤、大平、山本教授などの国際公域が空間の国家への帰属関係の有無によって定義されるのに対し、リュジエ、ディン教授などは国家の領域主権に服すると否とにかかわらず国際社会の利用に供される空間をもって *domaine public international* とする。わが国における国際公域の理解もまた *domaine public international* の用例の一つであることは、国際法用語辞典の定義 A から明らかである。しかし現代のフランスの学説における *domaine public international* の一般的理解は、辞典の狭義 A よりも広く広義 B よりも狭く、その帰属にかかわらず諸国の利用に供される空間をいうように思われ、それ故に特別な規則に服するそのような空間にかかわる法の総体を *domaine public international* の法としてとらえているように思われる。

ただディン二版にみられるように、またルソー教授が一九五三年の「国際法」では *domaine public international* の観念を用いながら、最近の「国際法」第四卷(一九八〇年)では同じ事項が「国際関係の空間的枠組」のタイトルでとり上げられ、*domaine public international* の表現が姿を消しているように、さらにバステッド女史などが同様の内容を「国際利益空間」とよぶように、どちらかといえば *domaine public international* の表現は避けられる傾向にあるようにも思われる。それはディン二版も指摘しているように、類似の表現を用いながら

domaine public international の觀念が国内法の domaine public の觀念とさういふ点において著しく異つてゐるためと思はれる。

12 domaine public international と國際公域 domaine public

domaine public は実定法上の用語ではなく学説上の概念である。例へば次のように定義される。⁽¹⁸⁾「domaine public はその性質またはそれに与えられる用途の故に私的な取得の対象とされえない国家またはその他の領域団体に属する物、すなわち実際には公衆の使用 (usage du public) または公役務 (un service public) に充てられるすべての物。」このように domaine public は一般に公衆の使用ないしは公共の使用 (usage public) に充てられる物だけでなく、公役務に充てられる物をも含むと解されるが、⁽¹⁹⁾「la domanialité public (公物性) の源泉、それは公役務へではなく公衆の直接的使用への物の充当である。」末広・田中編「法律学辞典」は「直接公衆の共同の使用に開放せらるる物」を公用物、「国家又は公共団体自身の用に供せらるるに止まる物」を公用物とし、「公共用物は公物中最も重要なもので、これのみを特に公物と称することがある」といふ。⁽²⁰⁾

domaine public international の觀念は、前述のように一般には國際公役務に充てられる物を含まず、國際社会の公共の使用に供される空間に関して用いられる。国内法における domaine public は普通、公物とよばれる。⁽²¹⁾ 促つて domaine public international は國際公物とよばれるべきであらう。しかし國際公物の場合には一般にもっぱら空間が問題になること及

び国内法の公物の觀念ないし制度とはかなり異なるものであることから、國際法上の独特の觀念として、それを國際公域とよぶこともまた正当化されるように思はれる。ただし domaine public international に國際公域の語を充てるとしても、それはフランスの学説において一般に理解される意味ないしは國際利益空間の意味においてであつて、わが國において用いられてきた最狹義の國際公域の意味においては、これを強調する必要がある。

13 國際公域の觀念の現代的意義 國際利益空間として理解される國際公域の觀念ないし観点は、多様化した今日の空間の國際制度、とくに海洋の制度の理解になんらかの示唆を与えるように思はれる。海洋については、領域主權に服する内水及び領海とそれを免れる公海との間に、領域主權とよばれる完全な領域管轄権ではないが經濟的目的に限定された領域管轄権に服する空間が出現した(排他的經濟水域、大陸棚)。

内水や領海についても同じことがいえるが、とりわけ排他的經濟水域や大陸棚の法的地位及びそれぞれの海底、水域、上空の法的制度の理解に當つて、沿岸國の領域管轄権によつて示される領域性と利用の自由によつて示される國際公域性 (domanialité publique internationale) —— この二つの性格は両立しえないものではない —— の交錯という形で考へることができると思はれる。

(1) 恒藤恭 「國際公域について」 大阪商科大学創立六〇周年記念論文集 昭和一六年 五八一頁、五八六―五八七

頁、五九五頁。

(2) 大平善梧「公海」国際法学会編「国際法講義」第一卷(有斐閣、昭和二十八年)二二五—二二七頁。

(3) 山本草二「国際法」(有斐閣、昭和六〇年)一九一—一九二頁、二六六頁。

(4) 田岡良一「国際法」(勁草書房、昭和三十三年)一五九頁。

(5) L. Delbez, *Les principes généraux du droit international public*, (L. G. D. J., 3^e édition, 1964), p. 167.

(6) *Dictionnaire de la terminologie du droit international public, publié sous la direction de J. Basdevant*, (Sirey, 1960), p. 220.

(7) セルが引用されてゐるが、セルは国家の領域主権に属さない空間のみを *domaine public international* と解していたわけではないと思われる。引用の著書につづく一四八八年の著書において次のようにいう。「国際法はなんらかの物またはなんらかの空間の取得を国家に禁止することなく、それらを *domaine public international* に格付けすることがありうる。それらの物の制度が国家的法秩序に属するときは(河川、海峡、運河)、国際法はいわゆる主権を制限することになる。また国家主権が有効に要求できなかった、またはできないところの空間が問題であるときは——公海の場合がそうであるが——、国際法はそれらの空間に国際公法上の地位を直接に与える」。G. Scelle, *Cours*

de droit international (Domat-Montchrestien, 1948), p. 377.

(8) D. Ruzié, *Droit international public*, (Dalloz, 6^e édition, 1985), p. 73.

(9) Nguyen Quoc Dinh, *Droit international public*, (L. G. D. J., 1975), p. 332, p. 525—526.

(10) シャン・ロマンによれば、*domanialité* は二つの意味がある。一つはある物が *domaine public* に属するやうな性格すなわち公物性であり、他は「*domaine public*」に関する法的制度である。この場合第二の意味であると思われる。Le Grand Robert de la Langue Française, Tome III, *domanialité* 及び *domanial* の項。

(11) Nguyen Quoc Dinh, P. Daillier et A. Pellet, *Droit international public*, (L. G. D. J., 2^e édition, 1980), p. 349.

(12) 第三編「空間の国際制度」の冒頭の一項に *domaine public international* の概念に関連して次のように書かれている(五六七—五六八頁)。

「国際輸送及び交通の特性、科学的調査の要求、戦争上の必要性は、つねに陸の、とくに海の空間の広い区域への自由なアクセスを要求すべく諸国を導いた。二〇世紀においてそのような要求は空及び宇宙空間に対して表明された。国内法——そこにおいて《*domaine public*》がすべての人の使用に充てられる国家領域の部分を含んでいる——とのアナロジーによって、*domaine public international* の観

念またはアングロ・サクソンの用語における《common amenities》の觀念、すなわち諸国の全体による一定数の必須の活動の行使に必要な自然的空間の総体、が次第に引き出されてきた。このような共同の使用への充當を保障するためのもっとも明白な法的テクニクは、問題の区域を一切の《排他的な》所有から解放することである。國際法においてこれに対応する制度は、《res communis》の制度すなわち共有の制度及び《res nullius》すなわちその利用がそれを利用しうる国の意のままになる空間の制度である。しかしながらこのような方法は國際關係においては國家的法秩序における場合よりもより多くの障害に遭遇する。國家はこのような問題における裁判官でありかつ訴訟当事者であつて、自己の主權下におくことになる、従つて國家的使用に充當されることになる一定の区域を自ら定めることによつて、實際にすべての人の使用に提供される空間の範圍を決めることができる。domaine public international——言葉の實質的な意味における——の一部分は國家的規制の支配下であり、そのような部分は現代において拡大の傾向にある。國家としてはせいぜいのところ、その管轄權の自由裁量性及び排他性をおさえて、國際協力により國際共同体の要求を自分自身のための利用またはコントロールへの配慮と調和させることを受け入れるだけであろう。domaine public internationalの規制は、従つて非常に多様な法的制度の並列にすぎず、それらの間の一般的均衡

は國際的な力關係、大國の支持する優先順位とかまた《公益》に關するそれぞれの時代に支配的な法的概念(環境の保護、科學的調査の必要性、天然資源の最適開發、交通の安全)に強く依存する。ときに矛盾することのあるこれらの多方面への配慮を勘定に入れて、われわれは domaine public internationalに適用される法的制度の段階的推移——もっとも少く規制されるものからもっとも多く規制されるものへの、もっとも《國際主義的》なものからもっとも國家主義的なものへ——を圖式化することができる。こゝして公海や宇宙空間のような各國にアクセス及び利用の自由が認められ、一切の國家による取得が禁止される場合から、領域上空や内水のような排他的な國家の主權が及ぶが条約ないし慣習的方法によつて第三國にアクセスの權利または利用の權利が認められる場合に至る六つの段階が示される。もっとも domaine public internationalの具体的な叙述としては、この六つのタイプ別ではなく、第一版同様傳統的に用いられる区分、すなわち海洋、國際運河及び國際河川、空及び宇宙空間によつてなされている。海洋に關しては、内水、群島水域、領海及び海峡、接続水域、排他的經濟水域、公海、大陸棚、深海底があげられる。(13) d'intérêt internationalとていう表現は、一九二一年のバルセロナ條約及び規程の中に voies navigables d'intérêt international (「國際關係を有する可航水路」と訳されている)として用いられている。

- (14) Mme P. Bastid, Cours de droit international public, (Les Cours de Droit, 1976—1977), p. 1221, p. 1222—1228.
- (15) H. Thierry, J. Combacau, S. Sur et Ch. Vallée, Droit international public, (Montchrestien, 4^e édition, 1984).
- (16) Ch. Rousseau, Droit international public, (Sirey, 1953), p. 387 et suiv.
- (17) Ch. Rousseau, Droit international public, Tome IV Les relations internationales, (Sirey, 1980), p. 265 et suiv.
- (18) Dictionnaire de droit (Secrétaire de la rédaction Mme S. Corniot), Tome I, (Dalloz, 2^e édition, 1966), p. 600—601.
- (19) R. Wilkin, Dictionnaire du droit public, (Bruylant, 1963), p. 116. A. Colin et H. Capitant, Cours élémentaire de droit civil français, Tome I, (Dalloz, 4^e édition,

1923), p. 709 からの引用。

- (20) 末引蔵太郎・田中耕太郎責任編輯「法律学辞典」第二卷(岩波書店、昭和一〇年)七五五頁。

(21) 前記「法律学辞典」野村敬造「フランス憲法・行政法概論」(有信堂、昭和三七年)四二二頁以下など公物の語が用いられる。それに対し神谷昭「フランス行政法の研究」(有斐閣、昭和四〇年)一五七頁、柳川勝二「仏和法律辞書」(判例タイムズ社、昭和五〇年)一三七頁などは公産の語を用いている。

(22) 排他的経済水域は条約上海底及び地下、上部水域、上空を含む空間と解される(国連海洋法条約五六条1(a)、五八条1)。大陸棚は条約上は海底及び地下のみであるが(同七六条1)、その上部水域及び上空をも含む空間として大陸棚を考える必要がある。沿岸国の限定された領域管轄権が及ぶのはこの広義の大陸棚においてである。

(一橋大学教授)